

別紙

● 農薬による事故防止のための注意事項

- (1) 全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。
- (2) 農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えない。
- (3) 散布作業前日及び散布作業後には、飲酒をひかえ、十分な睡眠をとる。
- (4) 体調の優れない、又は著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。
- (5) 農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読み、安全かつ適正に使用する。また、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所等に相談する。
- (6) 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行う。
- (7) 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- (8) 風下からの散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- (9) 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立てるなど、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮するとともに、居住者、通行人、家畜、蚕等に被害を及ぼさないよう、風向き等に十分注意する。
- (10) みつばちに被害を及ぼさないよう、農薬を散布するときは養蜂家と緊密な連携を行い、事前に農薬使用の情報提供を行う等対策を講ずる。
- (11) 散布作業は、風の強くない、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。
- (12) 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄張りや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐようとする。
- (13) クロルピクリン剤等土壤くん蒸剤の取扱いについては、表示された使用上の注意事項を遵守する。また、薬剤が揮散し周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意するとともに、被覆を完全に行う。
- (14) 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するため水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- (15) 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、あるいは気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。
- (16) 作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。
- (17) 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると、思わぬ事故を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に依頼するなど適正に行う。また、使用残りの調製液や散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、排水路や河川等に直接排水することを避け、活性炭や凝集剤を用いた処理、散布むらの調整への利用等適切に処理する。特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮した処理を行う。
- (18) 毒劇物たる農薬については、毒物及び劇物取締法上の登録を受けることなく当該毒劇物を販売又は授与（無償の譲渡も含む）してはならない。
- (19) 農薬の空容器、空袋の処理は、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行う。

● 農薬の不適正使用の防止対策

- (1) 常日頃使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを確認する。
 - ・使用できる作物かどうか
 - ・使用量や希釈倍数は、ラベルの範囲以内かどうか
 - ・使用時期は適切か、農作物の出荷予定日までの日数が確保されるかどうか
 - ・ラベルに定められた使用回数の範囲内かどうか
- (2) 同じ農薬の連続使用は避ける。
- (3) 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載する。